

知財創造教育推進コンソーシアム 検討委員会（第8回）

日 時：令和2年9月28日(月) 13:00～15:00

場 所：WEB開催

出席者：

【委員】木村委員長、吾妻委員、池田委員、糸乗委員、遠藤委員、香月委員、川俣委員、片桐委員、神田委員、岸本委員、久山委員、近藤（秀）委員、佐藤委員、清水委員、世良委員、高垣委員、高橋委員、辻委員、天元委員、内藤委員、中臣委員、中楨委員、羽鳥委員、松倉委員、村田委員、諸橋委員、山下委員

【関係機関】文部科学省 依田係長
特許庁 沖田企画調整官

【事務局】田中局長、小林参事官

1. 開会
2. 普及実践ワーキンググループの進捗報告
 - (1) 第1回、第2回の結果報告
 - (2) 質疑応答
3. 知財創造教育の実践に有用な教育プログラムの提供方法
 - (1) 事務局説明
 - (2) 意見交換
4. 地域コンソーシアムにおける内閣府の取組について
 - (1) 事務局説明
 - (2) 地域主体のコンソーシアム事務局からの報告（北海道、中部、近畿、九州）
 - (3) 意見交換
5. 閉会

○小林参事官 聞こえますでしょうか。私、内閣府知的財産戦略推進事務局の小林と申します。本日はどうぞよろしくお願い致します。

お時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は、御多忙のところ、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

前回はリアル開催でしたが、本日はウェブ開催ですので、最初に音声確認を兼ねまして議事進行に当たってのお願いについて御説明させていただきます。

会議中はノイズを防ぐために、御発言時以外はマイクをオフ、ミュートにさせていただきますようお願いいたします。こちらがもし気づきましたら事務局のほうでミュート操作をさせていただきます場合もございます。

次に、カメラの御案内になります。委員の皆様におかれましては、カメラは常にオンにさせていただきます。御発言の際はカメラの前でジェスチャー、手を振ったりとかマイクにてお知らせいただければと思います。

また、本日は多くの委員の皆様にご参加いただいておりますので、挙手ボタンという機能でありますとかチャットというのもありますので、そういったものも併せてお使いいただければ、こちらのほうで御発言というところで御確認いたします。

先ほどマイク、ミュートのお話をさせていただきましたが、御発言の際にはマイクのミュートを忘れずに解除していただきまして、終わりましたらマイクを再度ミュートにさせていただくようお願いいたします。

最後になりますが、もし回線が落ちてしまったとか何か声が聞き取りづらい、途切れているなどのトラブルがございましたら、招待メールと一緒に送付しております使い方ガイドのほうに事務局の電話番号を記載してございますので、何かございましたらそちらのほうに御連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日は公開形式となっております。一般並びに報道関係者の方々に傍聴という形でオンラインでございますので、御連絡いたします。よろしいでしょうか。

続きまして、本日使用する資料について確認させていただきます。

今は画面にカメラの形で出ていますが、資料は画面共有しながら説明させていただきます。もし、お手元にごございましたら御確認をお願いいたします。資料は全部で7点になります。

1つ目が「議事次第」。

2つ目「委員名簿」。

3つ目が「普及実践ワーキンググループの進捗報告」という資料。

「事務局説明資料」という資料。

あとは今日御発表いただく北海道発明協会様の説明資料と知財創造教育連絡協議会様の資料。

そして、最後に福岡県発明協会様の説明資料。

以上の7点になります。

繰り返しになりますが、それぞれ画面共有しながら進めてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。音声とか大丈夫ですか。

それでは、説明のほうは以上とさせていただきます、これからの議事進行につきましては木村座長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

○木村委員長 それでは、よろしく申し上げます。

ただいまから「知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会」の第8回会合を開催いたします。

検討委員会委員長の木村でございます。本日は、御多忙のところ、御参集いただき、誠にありがとうございます。

本検討委員会の委員の方々につきましては、お配りしている委員名簿を御参照いただければと思います。なお、安部正幸委員、小澤哲郎委員、倉島敬和委員、近藤泰祐委員、本江哲行委員につきましては、所用のため御欠席されております。

続きまして、今回より新たに御就任いただきます3名の委員を御紹介させていただきます。

日本放送協会、知財センターの梶原均委員の御後任として、遠藤理史委員。

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課の合田遼委員の御後任として、近藤秀幸委員。

日本放送協会編成局計画管理部の江口貴之委員の御後任として、佐藤仁志委員。

以上3名の方に委員に御就任いただいております。

関係機関といたしまして、文部科学省及び特許庁から御出席いただいております。

また、参考人といたしまして、北海道発明協会の矢島泰司様、福岡県発明協会の石橋一郎様に御出席いただいております。

それでは、ここで、田中茂明局長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○田中局長 知的財産戦略推進事務局長に8月から就任いたしました田中茂明と申します。

検討委員会の皆様方には、知財創造教育につきまして現場レベルで積極的に御活動いただいております、厚く感謝申し上げる次第でございます。

この検討委員会、教育現場の先生方、それから、教育行政の関係者の皆さん、教育アカデミアの先生方、教育関連産業界、広く教育界の皆様に加えまして知的財産サービスの関係者、産業界にもお加わりいただきまして、幅広い連携体制の下で御議論いただいておりますこと、大変心強く思っております。

もう私が申すまでもないことですが、新しい学習指導要領の下で、まさに人工知能の時代に新しい資質、能力を培っていく必要があるだろうということで、知識、技能の習得に加えて思考力、判断力、表現能力の育成や、あるいは学びに向かう力や人間性、広い意味で新しい変化に向けて積極的に自らどういうように人生を切り開いていくかという能力をどう培うかというところに今回、学習指導要領の改訂の重きがなされている中で、この知財創造教育というものは非常に具体性を持った学習指導要領の方向性を具現化する大変重要なアイテムということになっているかと思っております。

そういう意味で、新しい学習指導要領を実行するに当たってはアクティブラーニングであるとか新しい考え方、手法での試みがいろいろなされているかと思います。現場の教育に地域社会を盛り込むために動員する、地域協働本部という試みがあつたかと思いますが、そういうことともシンクロするような中身になってきていると思います。

この手のいろいろ横断的な新しい非認知能力の教育を進めるに当たって、総合学習のような形で進める試みは多々あるかと思いますが、今回、この知財創造教育のように教科のレベルに下りてかなり多くの先生方に現場レベルで取組を行っていただくという試みは画期的なものだと思っております。ゆえに多くの方々にどのように動機づけしていただくか。非常に多忙な先生方の中でより早く使いやすいコンテンツをお届けできるか。そして、この教育は学校現場だけで必ずできるわけでもなくて、地域の社会の多くの社会人の方々にどう御参画いただけるか。そこに実践と普及のための工夫が必要になってきている。まさにそのための課題を解いていただくのがこの検討委員会だと思っております。既にそれぞれの地域で相当な御努力をなされて様々な問題点も含めて知見が吸収されていると思いますので、それを御共有いただいて、さらに前進するための大きな方向性を出していただければ幸いです。

その中から行政としてできる部分がある部分につきましては、さらに私どもも強力な後押しをさせていただきたい。教育当局ともそれについて話し合いながら、また、教育当局のこれまでの御知見などからも示唆をいただきながら、さらに推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、議題の2番目「普及実践ワーキンググループの進捗報告」に入ります。

ここは、私からの発表です。資料3の参照をお願いします。それに基づいて簡単に説明をさせていただきます。

資料3で、今、画面共有が始まると思ひますけれども、まず1ページ目のところを開いていただきまして、これが今回のワーキンググループの設立の経緯です。前回の検討委員会の中で、ワーキンググループをつくってもう少し詳しい話をしていこうということで、このワーキンググループが形成されました。

小学校から大学まで各学校種の先生方が具体的な議論をすることができるということで、1ページにありますようにウィズコロナ、アフターコロナの中で教育現場が大変な状況になっている中で、どのようにして知財創造教育を進めていくのかということでもまず議論を始めました。一つが学校とか教員を後押しする仕組みです。それに対して例えば表彰のような仕組みも考えられるのではないかとということと、あと現場で教えていただく教員とか、または将来、教員になるような学生に向けた取組をどのように進めるのか議論をすることが予定となっています。

次に2ページを開いていただきまして、全体的には4回を予定しておりまして、現在は7月2日と9月7日の2回分が終わっております。それを本日、御報告させていただきます

す。この後で10月下旬と4回目が1月ということで、最終的にそこに向けて取りまとめをするスケジュールで動いております。

次に3ページ目の上部が基本認識です。今、Society5.0への対応で世の中が動いています。また従来から価値デザイン社会の中でどのように子供たちが生きていくのか、そこに対して生きる力をつくる人材育成のあり方ということで動いてきたところがあります。併せて新型コロナの問題もあって、アフターコロナになるかどうか分からないのですけれども、その中でニュー・ノーマルに対応して子供たちが生きていく力をどのようにしてつくっていくのか、それを知財創造教育という視点からどのようにしてつくるのかということが一つの課題になっているわけです。

3ページの下にありますように、とにかく4月以降、各教育現場は大変な状況で、急遽オンライン授業をしないといけなくなりました。一方で、著作権法の改正35条が4月28日に施行され、教育現場としてはオンライン授業対応でありがたい状況になり、法律施行に合わせて暫定ではありますが一定程度しっかりとしたガイドラインが提示されてそれに基づいて現場が動いているわけです。

そうはいつても、現場の先生方が著作権法や暫定ガイドラインを完全に理解して授業ができていくのかということもあります。3ページ目の一番上にありますように、オンライン授業でデジタル技術をどうやって活用するのか、それはハード的な問題だけではなくて法的にもちゃんと対応した行動をしないとイケないわけですから、そこも議論をしようということで考えております。

もちろん、冒頭で説明したように価値デザイン社会への対応を含めたニュー・ノーマルの社会を担う人材育成も考えないとイケないわけです。デジタルシフトに対応した人材育成も必要ですし、急激に動く世界でしっかりとした軸を持って様々な価値をデザインでき、しかも、それを実行できる人材をどのようにしてつくっていくのかということも必要になりますから、それらも含めた諸々のことを考えることになります。

次ページのスライド、4ページ目が、1回目7月に行った内容です。7月では、小、中、高校、大学も含めて教育現場がどのような状況になっているかということで、現場の先生方の意見をお聞きしました。いずれにしても、上から2行目にあるように新しいことにチャレンジする余裕を持ちづらい状況になっていることがはっきりと分かりましたので、それを踏まえた上で知財創造教育を進める必要があるということです。

実際にオンライン授業を進める中で、特に施行後の著作権法35条の中で授業における具体的な個別対応がどうなるのか、暫定ガイドラインは以前のガイドラインに比べると格段に中身がよくなって分かりやすくなっていますので、それで済む部分はあるのです。、そうはいつても、例えば絵本の読み聞かせで文字数が少ない本をどうしても読み聞かせの演習で読まないといけない。それが「著作物の小部分」の利用になるのかならないのかということで、現場の先生は本当に心配をしながら授業運用をしているわけです、子供たちの顔が見えているので教育効果を上げるためにどう工夫するのかということをお聞きしながら

進んでいるのです。

著作権に対する意識向上の必要性というところにも書いてありますが、現場の先生方が多様な指導態様と対峙しながらそれらの実践事例の上で著作権を意識できる研修プログラム等の取組が必要になるだろうということですね。具体的な研修プログラムのあり方などを1回目で議論しました。

他にも、現場では子供たちが楽曲の著作権に関して処理をする指導事例や、学園祭をオンラインで開催するとき著作権処理でどのようなことをすればいいのかを検討する事例など、子供たちが指導の先生と一緒に、新しい時代に合わせたイベント対応をしているわけです。1回目はこういう形で現場の状況を収集しました。

それをまとめているのが5番目のスライドです。いずれにしても、教員がそのような著作権のことを理解した上で指導をしないといけないので、教員の著作権に対する意識向上が必要であり、そこら辺も含めて知財創造教育の中で担っていくべきだろうということが1回目の結論です。

次に6ページ目がもう少し具体的な話を3点書いています。その際に、やはり子供の発達段階に応じた対応が必要になりますから、教育学の専門家とか現場の実践を進めている委員がいらっしゃいますので、発達段階の階層構造の切り分けを指導事例に合わせながら議論をしました。そうすると、一つが小学校5、6年生と4年生に境界線があり、その上と下では指導方法を変えるべきだし、高校になるともう少し知財の活用まで入れてもいいだろうという話になりました。

6ページ中段のところ、教育プログラム自体を充実する必要性が指摘されていますし、幸いなことに皆さんの御努力で学習指導要領の中に知財の記述が相当入ってきています。後の発表でそのあたりを詳しく説明していただければと思いますが、この学習指導要領改定を反映した教科書を今いろいろな会社がつくっていますので、今後出来上がる教科書の中で具体的に知財が記述されている箇所を抽出して、その教材を創ることも必要だということなのです。

あと、私は以前、山口県で仕事をしていたのですが、山口県の教育委員会では、教育研修センターサーバーの中に先生方が教材で使えるような、例えば各地で先生が撮影した写真をアップロードして共有できるようなサイトがあるのです。そういう形で各県の研修センターが結構な教材を集めておりますので、そういうウェブサイトを活用することで、教育プログラムを教員が合理的に共有できる仕組みが必要だろうということです。

更に、現場で頑張っている先生方が持っているノウハウの横展開がどうしても必要であり、そのような教員ネットワークをつくるべきだという話。例えば、各学校に1名、または各市町村に1名という形で、知財創造教育に慣れた先生方を養成して、そこから広げる方法もある、という1回目により詳しい話をいたしました。

それらのまとめページが7ページにあります。ここはこれまでの説明と重なる部分がありますが、いずれにしても発信方法も含めていろいろと考えて普及実践を続けるべきであ

ろうということですが。

以上が2回分のまとめです。

私からの報告は以上です、これを含めて普及実践のワーキンググループの活動に関連した質疑応答に入りたいと思います。時間的には10分程度ありますので、御質問、御意見のある方はマイクでの声かけや挙手ボタン等でアピールして下さい。よろしく申し上げます。ありませんか。

では、指名となり申し訳ないのですが、私の説明で抜けているところがあるかもしれませんので、糸乗先生いかがでしょうか。

○糸乗委員 ありがとうございます。

順番に説明していただいて、私たちの思いが伝わっているのでありがとうございます。私も今、まとめていただいて、さらにとにかく非常に重要だなと感じているのが、教科書での取扱い、その部分が今後本当に必要になってくるだろうなど。知財創造教育というのが明記されるかどうかというところはあるのですが、やはりそういうところを表記されていくと全員、全部の先生方が実施していただけるということでどんどん普及していくのだろうなというように考えています。

後半のところでおっしゃっていただいたのですが、それを今、知財創造教育といわゆる新たな領域のところを先進的にやっていたら先生方は、この知財創造教育でいう、いわゆるとがった人材、そういう先生方を支援していくのが大事だということを非常に感じております。そういう形でワーキンググループのほうでも話し合いをしていければなというように思っております。

以上です。ありがとうございます。

○木村委員長 それでは、内藤先生お願いします。内藤先生、声が聞こえないのですが、ミュートの解除は解除されているのですが、ひょっとしたらマイク側の入力がかまくま接続されていないかもしれない。

では、先に世良委員もWG委員を兼ねていますので、抜けがあったら補充をお願いします。

○世良委員 世良でございます。

すごくうまくまとめられていますので抜けはありません。一言だけ付け加えると、最後のほうでコーディネート必要性でありますとか、各都道府県や市町村に1名先生が要するという問題とか、教員のネットワークにつきましては、この後、私の時間をいただいているようですので、そこでもう少し詳しく御提案申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○木村委員長 では、内藤委員、いかがでしょうか。また声、入っていないですね。途中にマイクの間スイッチとかないますか。

では、内藤委員のほうで対処されると思いますので、このワーキンググループのほうで

は本当に現場で今、何が起きているかということも含めた議論をしていますので、委員の方でこれに関して、どのようにして進めていくべきなのか。また、こんな現象もあるのでこのようにすべきだということがあれば御意見をいただきたいと思います。

では、川俣委員、お願いします。

○川俣委員 聞こえていますか。

○木村委員長 はい。聞こえています。

○川俣委員 私は現場の教員で中学校の技術科の教師なのですがけれども、その立場から見ると、今回のコロナの騒ぎの中で著作権法がしっかり改正されて使えるようになったという便利な面は確かにいいのですが、現場の私の目から見ると、結局、改正されて使えるようになったから問題ないでしょうというような感じなのですね。著作者に対するリスペクトとかそういうものが感じられないというのですか、守りさえすればいいのでしょうか。逆に知財マインド的な感覚で言うともうそういうものがないという方向に振れてしまっている教員がいるような気がするのです。

そうではないですね。実際に使わせてもらえるところに感謝をするという一番ベースとなるべきところが実は共有されていないのではないかなとは思っているので、そういう視点で著作権の教育も必要なのだということにしないと、今までずっと議論してきたとは思いますがけれども、そちらの方向に行ってしまう懸念があるのではないかなというように思います。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、35条改正が施行されて何が一番難しくなったかということ、従来のただし書にある「著作権者の権利を不当に害さない」という箇所が今まで以上に厳密に解されることになることが予想されます。だから、「小部分の利用」ということが具体的な実践でどうなのかとか、そのあたりの解釈が現場では非常に難しいと思うのです。

そうすると、かなり高度な解釈も出てくるわけで、私は帝京大学で共通教育センターの仕事をしているので、各先生から今説明した境界線ぎりぎりの事例での問合せがあるのです。帝京大学では私が回答するというシステムがあるにしても、小、中、高校でそういう現場の実践で生まれた質問を、これはこういうようにしたほうがいいでしょうということで誰かが返していかないと、おっしゃったように何でもできるという方向へ走る人と、逆に萎縮してしまって教育活動がシュリンクするという方向に行くような極端な事例が出てくるのではないかなと思います。

あと、いかがでしょうか。

神田委員、お願いします。

○神田委員 玉川大学の神田です。

以前に創造教育に関しての教材集を作成するときに関わらせていただきましたけれども、今回、著作権に関しては、先ほど報告にもありましたようにいろいろな教科書にたくさん盛り込まれております。そして、発達段階に応じて指導できるようになっていると思いま

す。ただ、その指導がいろいろな教科にわたっていますので、指導のポイントを集めて、何年生でどのような指導をするかというのをまとめるのもいいのかなと感じます。

そして、その中で授業実践、どのように子供たちに教えていったらいいかという授業実践を行って、指導案や、できればビデオなど動画で撮影して発信すると現場の先生たちは著作権の指導をうまくできるのではないか、活用してもらえるのではないかと考えます。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

やはりそういう組織というか、そういう仕事をする人たちの組織化ですね。それで実際に回していかないといけないかなとは思っています。

あと、いかがでしょうか。お一人ぐらい。

では、片桐委員、お願いします。

○片桐委員 すみません、最初は接続が悪くていなかったのですが、去年あたりでも多分増えたと思うのですが、知財教育に関して非常に優れた実践をされているような先生を表彰して、ある意味でこれが知財創造教育という形で発展していくというのもありではないかという議論が結構あったと思うのですが、そういうのもどこかで表彰制度みたいなのをやるのはどうかなと思ったのです。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

ひょっとしたら関連するところは後で世良委員から話が出るかもしれないですね。

では、高垣委員、よろしくお願いします。

○高垣委員 教科書協会の高垣です。

直前の神田先生のお話にも関連するのですが、教科書の中に著作権に関する記述あるいはクリエイティブのほうの知財創造に関する記述が含まれているかどうかの調査、集約も必要だろうということに関しまして、教科書協会としても例えば事務局の作成したアンケートを各教科書発行者に提供して回答してもらうとか、そこの分析のお手伝いをするとか、そういった協力は可能だと思いますので、ぜひ今後、連携していけばよいなと思いました。

それから、もう一点、著作権法第35条施行前後、4月28日前後におきまして、各教科書発行者は現場の先生方からの問合せに対して、まるでコールセンターのように問合せ業務に忙殺されたということで、逆に言いますと、現場の先生方の疑問点やお困り事等、たくさんデータがございますので、先般、教科書協会でも各発行者にそういった現場の先生からの問合せ事例を、アンケートを取って集約したところがございますので、その辺りで共有できる部分に関しては知財創造教育のほうにも御提供していきたいなと思います。

以上です。

○木村委員長 どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。この部分の議論の時間が短かったのです

けれども、関連項目があったら後でまた提起をお願いします。

それでは、議題の3番目「知財創造教育の実践に有用な教育プログラムの提供方法」に入ります。

事務局から御説明をお願いします。

○小林参事官 知財事務局、小林でございます。

今、画面に映っているかと存じますが、資料4に基づきまして教育プログラムの提供方法について説明してまいります。

スライドでいくと2ページ目になります。前回の検討委員会で宿題をいただきました。特に教育プログラムが実際使われているのかというところ、アクセスを見てみてほしいということで宿題をいただきましたので、それについての御報告になります。

まず、今、表示しているスライド、2ページになります。現状認識としましては左上の部分です。各学校段階で体系化を完了しまして、学習指導要領との関係を整理しました。その後、教育プログラムを使っていただくという点から教育プログラム掲載ページをつくりました。これまで217の教育プログラムを収集し、リスト化してウェブサイト公開しているという状態です。右側のほうにカラフルな表がございますが、掲載中の教育プログラム集ということで、こういった形でイメージを一部だけですが、表示しております。

では、問題がないのかというところ、そうでもないということが下のクリーム色の部分になります。教育プログラム集についての御指摘をいただいているというところで、一番上が前回の検討委員会に関係する部分になります。公表していても、やはり使われなければ意味がないというところになります。

2つ目になりますが、ウェブサイトへアクセスがそもそもしづらいのではないかと、教材についてもっと広く広報してほしいというところ、もちろん更新も意味があるというところ。

残り2つですけれども、情報量が多過ぎるため、なかなか欲しい情報を見つけられないということで、教育プログラムは全部で217あり、一応検索といいますかフィルターをかけられるようになっているのですが、なかなか見つけられないなどという御指摘もいただいています。

最後は、それにも関連して、機能として使いづらい、検索で教材が一覧表示されるなどの改善をしてほしいなどという声をいただいているという状況になります。

次のスライドになりますが、では、実際にどうアクセスされているのかというのを見てみましたという御説明のページになります。スライドの左側に実際に教育プログラムの掲載ページのイメージを載せています。その中から実際に教育プログラムにどれほどアクセスされたかというところをカウント①～④で取ってみましたという部分がこれからの御説明になります。

カウントの①、②ですが、①は小中学校向けの教育プログラム集ということで、たくさんの教育プログラムが入ったプログラム集についてのアクセス。②が同様な形で今度、高

等学校向けになります。これも教育プログラム集になります。

③と④は、③は教育プログラム集の中で紹介されている教材が参照されたものになります。なので、教育プログラム集に1回行くけれども、その後実際に教育プログラムを見たという部分です。④は教育プログラム集ではなくて、直接このサイトに資料をぼんと載せているもの、そういった教材ということで直接見られるというものになります。

こういった①～④を見ることによって、教育プログラムがどれほど見られているかというのを分析してみましたというところになります。

次の4ページになりますと、その全体像になります。それぞれのアクセス総数を見てみると、大体じわりじわりではありますが、トータル数は多い少ないというのは議論があるかもしれませんが、件数としては伸びているのかなという状況です。ただ、幾つか特徴があって、この赤色の部分と青色の部分があると思いますが、棒グラフの赤色の部分、ここが先ほどの教育プログラム集です。小中学校と高校、その2つの教育プログラム集のアクセス。青の部分の部分が直接資料を載せていますという御説明をしました。添付資料という言い方をしているのですが、直接載せているものが青です。なので、ほとんどが直接資料を御覧になっていて、教育プログラム集には行っていないというのが一つポイントとしてあるというところになります。

ちなみに、折れ線を載せているのは添付資料を御覧になる割合ということで、大体8割、9割みたいに教育プログラム集ではなく直接資料を御覧になっているというところになります。

次の5ページに行きますと、それをもう少し細かく見ていきますという話になります。まず教育プログラム集のアクセスはどうなっているのか。全体としては少ないのですが、教育プログラム集のアクセス、どんな感じになっているかというところ、まず最初の上のグラフを見ていただきますと、ぼんぼんぼんと抜けている青の部分があります、月間のアクセス数を見ていくと特徴的に10月と3月に一時的に伸びるかなという特徴が一つ見えます。ここは一つのポイントかなというところで、あとは大体ならしてみると、アクセス数としては100件弱ぐらいというところ。ただ、なぜか10月、3月が伸びているなどという部分になります。

下のほうのグラフが教育プログラム集の中でさらにそこから各教材へアクセスしたというのを見た部分になります。ここも上下、山、谷があります。急増と言えるかどうか分かりませんが、6月、2月、4月ぐらいに少し伸びているかなという傾向はあるのですが、ただ、ばらつきとしては多い、そんな特徴があるという部分になります。

これまで教育プログラム集のお話をしましたが、次、6ページになります。これがアクセスのほとんどを占める、直接資料を御覧になる添付資料というように、我々が掲載している部分になります。アクセス数が多かったものと少なかったものというのを下のほうにグラフ化してみました。アクセス数が比較的多いものについてはじわりじわりと伸びてきているなということで、リピーターなのか、人気のあるコンテンツについてはだんだん使

われているというような傾向が見られるというところ。下のほうですけれども、アクセス数が少なかった添付資料については、ならして少ないといいますか、なかなか御覧になられていないのかなという部分になります。

この実際に表示されているところを見てみたというところが上の赤枠の中の2つ目の矢印と3つ目の矢印になります。アクセス数が多い資料というのが、団体ごとに載せているのですが、団体の先頭とか2番目に掲載されているもの。なので、お試しという形で見られているのかなというイメージがあります。

一方、アクセス数が少ない資料、教材名からその内容が判断しにくいものが多いと書いてあります。要は資料みたいな形で表示されるので、ぱっとウェブサイトだけ見るとこれは何の資料だろうと、それだけでは理解できないもの、それはアクセスされていない。なので、どうやらウェブサイトを見てどんなものだろうというようにお試しで見られていることが多いのかなという印象を受けるというものになります。

次のスライド、7ページになります。では、分析というほどではないですけれども、アクセス数からどういうところが言えるのかなという仮説を立ててみましたというのが7ページになります。

まず1つ目です。教育プログラム掲載ページ、教育プログラム集へのアクセスが少ないということから、本来、教育プログラム集は先生方に見ていただきたいというところがあったのですが、「教育プログラムの入手を目的とした先生方のアクセスというのはアクセス数から見ると少ないのではないか」という仮説を一つ立てているという部分になります。

もう一つ、添付資料につきましては増加傾向も含めまして一定程度のアクセスはありますので、知財創造教育というように興味を持っていただいている方というのはじわりじわりと増えている。そういうユーザーの皆様が実際に御覧になられているのかなというところが我々の印象といいますか、仮説という形になります。

そんな中から、では、どのように今後進めていくべきかというところで案としてお示ししているのが矢印の下になります。やはり先生方にウェブサイトを知っていただくということ。実際、その教育プログラムを使っていただくということがポイントということで、赤枠、改善の方向性ですが、我々としてこれからもしっかりやっていかななくてはいけない普及実践の中のポイント、3つぐらいございます。

1つは、先生方に対するPR活動をやはり強化していくべきということで、ネットワークをこれからちゃんとつくっていかねばいけないと思っておりますので、そういったところを生かしながらしっかりPR活動を続けていくというところ。

2つ目ですけれども、教材へのアクセスというものをやはり改善するべきだろうということで、教育プログラムの掲載ページは一番最初のほうのスライドに少しだけ左側にありましたが、そもそも掲載ページのつくりというものをしっかり考えなければいけないかなという部分です。せっかく皆様から出していただいたものがありますので、それに対するアプローチというものをしやすくするというものです。

最後ですが、それにも関係しますが、教育プログラム集自体です。プログラム集も右側のカラフルと先ほど御紹介しましたけれども、なかなか検索しづらいとかそういった御指摘もありますので改善していきたいという部分になります。

次に8ページになりますが、御紹介の最後になります。その教育プログラム集、どういように改善していくかということで、今までプルダウンからばらばらとめくるようになっていたのですが、キーワード検索機能という形で御紹介しているのが8ページ、最後の御紹介になります。

事務局からの説明は以上になります。

○木村委員長 ありがとうございます。

事務局のほうからの説明が時々切れるときがあって、多分早く話をすると切れる傾向があるみたいです。

それでは、これから先、意見交換の時間に入りたいと思います。15分少々ぐらいの時間ですけれども、これに関して御発言のある方は先ほどと同様にアピールして下さい。

では、早速、松倉委員。

○松倉委員 すみません、羽鳥さん、お先に失礼します。申し訳ないです。

キャリア教育コーディネーターの松倉と申します。

今の教育プログラムのウェブサイトなのですが、これはぜひ本当にもっとよくしていただきたいなと思っていて、このページは先生方に使っていただくことも大事なのですが、より使っていただくようにするために掲載されている事例がどんどん増えていくということも大事ではないかなと思っているのです。知財創造教育には近いかなと思って御紹介したい企業さんとか団体さんがたまに出てくるのですが、このページを見ると正直、ちゅうちょしてしまうところがあって御紹介がしづらいという状況もあるので、もっとそこもそれだったら自分たちも掲載したいなと思ってもらえるような工夫とかもあるといいなというように思っています。

今、直接、知財創造教育ではないかもしれないのですが、この半年、特に中学校、高校の先生とかが職場体験とかインターンシップができなくなってしまったので違う何かを始めたいというような御相談も増えてきていて、必ずしもこれが代替になるわけではないのですが、新しい情報を求めている先生方もいらっしゃるなというところはすごく肌感覚で感じているところもあるので、ぜひそういったところに応えられるようなものにできるといいなと思っています。

なかなかウェブサイトの改訂は予算とか手間があるので難しいとは思いますが、もう少しビジュアルイメージとか具体的な事例みたいなものが前面に出るようになっていくといいなというように思っていて、いつもこの会議に参加させていただいているとリアルな学校の先生方の事例発表とかが実はすごく面白くて、先生方のリアルな声とか、あと子供たちのリアルな様子というところが一番引きになるのではないかなと思うので、そういったところを何か記事として事例が紹介されていて、では、もっと検索するにはど

うしたらいいのだろうとって検索ページに飛んでいただくというような、トップページの面白さみたいなのも追求できるともって使っていただけるのではないかなと思います。

以上になります。お先に失礼しました。ありがとうございました。

○木村委員長 ありがとうございました。

失礼しました。では、次は羽鳥委員、お願いします。

○羽鳥委員 日本弁理士会の羽鳥でございます。

大きく2つ問題点があると思います。まず一つは、これが置いてある場所なのです。知財戦略本部の下に何回もクリックしないと行けないのです。トップページから5回ぐらいクリックしないと、このエクセルページに飛ばないのです。そもそも置いてある位置が誰も見ることができないようなところに置いてあるのです。そこを根本的に変えて、文科省とか各都県の教育委員会とか、そういうところに入れたい限りは誰も使えないと思われま

す。それから、今回、先ほど説明ありましたように、本文のエクセルと添付資料が分かれています。実は座長の山口大学のほうのお話で例えますと、山口大学のコンテンツはたくさんありますが、山口大学から出しているやつは全部エクセルに入っているのです。要するに先ほどの説明で使われなかったところ。エクセルだから使われないのです。ところが、鳥取大学さんは添付資料に入っているのです。だから、どんどん使われるのですね。

弁理士会は小中学生を対象とした教材を40個出していますけれども、全部エクセル。山口大学だってあんなに努力して20個も入れているのに添付資料に1個も入っていない。片や、鳥取大学は入っている。エクセルのところと添付資料とを分けるという運用は、根本的に見直してほしいと思います。

ですから、今、添付資料のほうで約10団体ありまして40個ぐらい添付資料ということで直接見られるようになっているのですけれども、これは小中学校の全教材141個の中のたった40個です。教員に使われるような体裁になっていない、使ってもらいたいという体裁になっていないということを意見したいと思います。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございました。

実は山口大学のほうは木村研究室のホームページに教材が入っているので、直リンクで結構ビデオとか使われているのです。ログ解析で確認しているので、使われているところは使われているのだと思います。ただ、データとしてどうやって載せるかというのは、やはり検討課題かもしれないですね。

それでは、中楨委員、よろしくをお願いします。

○中楨委員 工業所有権情報・研修館の中楨と申します。よろしくをお願いします。

聞こえていますか。

○木村委員長 はい。

○中樞委員 2点、まず最初に宣伝させていただきたいのですが、INPITでは、中高生を対象にしたブックレットを発行いたしまして、1冊目は創造をテーマにしたブックレットでございます。次が保護と尊重をテーマにしたブックレットでございます。それぞれのブックレットには、ティーチングガイドも付けております。

また、eラーニングの教材を提供するための、IPePlatというプラットフォームをこの4月にリリースしました。こちらは特設サイトになっておりまして、コンテンツは全て無料になっております。初学者向けのコンテンツも沢山ありますので、特に初学者、先生等々がまず最初に勉強するコンテンツとして、ぜひ御利用いただければと思っております。

最後に、教育プログラム集に関して既にいろいろな御指摘が出ておりますけれども、やはりインターフェースは重要です。私どもがIPePlatを作った経験からしてインターフェースの重要性というのは常々感じておりまして、欲しい情報に簡単にアクセスできるというのが利用率を上げるキーポイントになりますので、ぜひ内閣府でも良いものを作っていたいただければと期待しております。

以上でございます。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、あと、いかがでしょうか。

清水委員、手を挙げられたわけではないですね。

○清水委員 挙げました。

○木村委員長 では、お願いします。

○清水委員 東京都生涯学習課の清水です。

聞こえますでしょうか。

○木村委員長 はい。

○清水委員 先ほども出ていましたけれども、このコンソーシアム自体の顔に当たる独自のホームページというのは非常に重要な気がします。文部科学省の地域学校協働活動、おとし、企業のプログラムのこういうページがあるということで情報提供がありましたけれども、地域学校協働活動、学校と地域でつくる学びの未来というホームページが今もあります。それも学校向け、自治体向け、コーディネーター向け、それから、企業による教育プログラムの一覧もそこで見られるようになっておりまして、全く同じものではありませんけれども、やはり近い部分があるので、ぜひ何か連携といいますか、コンソーシアムの顔もつくりつつ、そういった文部科学省のホームページとも連携していくことが望ましいのではないかなというように思いました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

では、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 滋賀で特許事務所をやっている岸本です。よろしく申し上げます。

滋賀県で知財事業などをやっているのですけれども、ホームページの中に滋賀県の中で

そういうメニューがあるのですが、そのメニューが今までは生涯学習みたいなところにメニューが移ってしまうと、どうも知財の申込みが少なくなるというのですか。そのところに内閣府さんの知財のプログラムメニューが入っているのです。ということは、先生方が見るところに入っていないのかなということで、やはりたくさん整備されている中でいろいろやっているのですけれども、実際授業をやられている先生たちが選ぶ選択肢の中の資料の中に入っていないような感じがして、だから、先生方が選ぶにも目に留まっていないという感じがして、やはりもう少し積極的に先生方に知っていただけるような何か方策というのがあればいいのかなと思ったりもするのです。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

○小林参事官 糸乗先生が手を挙げていらっしゃいます。

○木村委員長 糸乗先生、お願いします。

○糸乗委員 ありがとうございます。

アクセスの件で少しデータを見せていただいていたときに、10月に結構上がるというところとかで少し思ったのが、例えば次年度の計画を立てられるときに10月ぐらいに学校現場では計画されるようなことが多いのかなと思います。その際に、例えばそういう情報収集のために10月前後にアクセスされて、次年度、新たに組みんでいかれるのかなというようにも感じました。

そういうところに現場プラス、あとは研修センターとか、研究をやっているところも多分次年度、この辺りで計画されるので、知財創造教育を取り上げていただいて現場の先生方へ紹介していただければ、結構安心感を持って積極的に取り組んでいただけるのかなというように思いました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。まだもう少し時間があります。

ウェブの見せ方というのは本当にいろいろあって、独自のサイトを立てるというやり方もあれば、既存サイトで見やすいところに置くということもあると思うのです。いろいろな工夫というのはできるのではないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

では、世良委員、お願いします。

○世良委員 世良です。

これも後で私、いただいた時間で報告しようと思っていたのですが、いろいろな知財教育に関わる団体さんがあるので、そのポータルサイトはあってもいいなと今、思いました。一つメニューといいますか、トップページだけつくればそこから飛んでいけるので、それはあってもいいかなと思いました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

そうですね。ウェブサイト自体の構築もありますけれども、少なくとも全部そういうのはまとめておいて正しいリーチサイトというか、そういう作り方もあるのかなとは思いません。

大体よろしいでしょうか。

では、羽鳥委員、お願いします。

○羽鳥委員 日本弁理士会の羽鳥です。

先ほどの添付資料の一覧のところ、とにかく各団体名を載せてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○小林参事官 それについてお答え申し上げますと、添付資料に載せているものは実際の教育プログラム、それ自体、コンテンツをいただいたものには添付資料という形でつけていて、リンクであるとか中身の無いもの、中身をいただいていないものは教育プログラム集のほうだけに載せているという整理を今しています。

過去の経緯を私も把握し切れていませんが、今、そういう整理をしていますので、実際、そのコンテンツをいただけるかどうかというところも含めてまた調整させていただきたいと思えます。そもそもどうのようにサイトを構築するか、そこからかもしれませんが、また後ほど調整させていただきたいと思えます。

○羽鳥委員 分かりました。なるべく前向きにお願いしたいと思うのです。

○木村委員長 ありがとうございます。

では、世良委員。

○世良委員 すみません。先ほどもポータルサイトの話もしたのですが、それ以外に紙ベースの本とかそういったものを私、いろいろと収集しております。どこか一元的に紙ベースの図書館の必ず永年保存していただくような団体さんがないかなと思っております。デジタルコンテンツだけではなくアナログ資料も含めて一元管理できるところがあるといいなと思えました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

結構いろいろな御提案もあったと思えますので、取りあえずこの部分の質疑応答はここで止めて、議題の4番目の項目に移ります。「地域コンソーシアムにおける内閣府の取組について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○小林参事官 改めまして小林でございます。

地域コンソーシアムにおける内閣府の取組について、御紹介してまいります。スライドは1枚のみです。次のページの10ページになります。今、画面共有いたしますので少々お待ちください。今、ページを送ります。

地域コンソーシアム、全国で8ブロックになりますが、今後の取組としてどういうことをやっていくか、その概要について御紹介していきます。まず上のほうですが、北海道、

中部、近畿、九州、ここの部分につきましては地域の方々が主体となって事務局を構成し、運営という状況になっています。後ほど、またその細かい話は各事務局様のほうからしていただけるかなと思いますが、現状としては、2020年度、今年度の地域コンソーシアムの事務局の方々は右表のとおりということになっています。各事務局の方々が主体となりまして地域コンソーシアムを運営していただいているという状況で、よくお話を聞くのは新型コロナウイルス感染症の影響というのが出てきていて、なかなか取組として進められない部分もあるなどというところは伺っているところであります。

我々としては、やはり今年度やっていくべきポイントととして、知財推進計画のほうにもフォローアップという記載がございますが、それぞれの各地域のフォローアップを通じまして次年度以降の運用体制等の構築というものを我々としてお手伝いしていきたいというように思っているという部分になります。

あと下の部分、東北、関東、中国、四国ですが、今年度に地域主体型のコンソーシアムへ移行予定となっている4ブロックになります。

我々の取組としましては、先行4地域ということで今、御案内した4地域のノウハウ等を生かしました地域主体型の地域コンソーシアムの運営体制であるとか活動方針、そういったことを決めていこうというのが1つになります。

2つ目は、引き続きになりますが、知財創造教育の授業というものをやはりやっていきたいというところになります。例えば事前に説明会を開催する。終わった後に意見交換会を開催する。もしくは地域の皆様に対する広い開催案内などを行うことによって、これからコンソーシアムをつくるに当たっての仲間づくりというものをしっかり進めていきたいと思っております。

また、これは予定でございますが、実証事業としましてオンラインでの知財創造教育というのをやってみてはどうかというところで検討しているところになります。こういった活動を通じまして残りの4地域、今年度に地域主体型のコンソーシアムに移行していきたいというところが我々の取組になります。

事務局からは以上です。

○木村委員長 次に、各地域コンソーシアムの事務局から御報告をお願いします。

まずは北海道発明協会の矢島泰司参考人から報告をお願いします。

○矢島参考人 北海道の矢島です。

聞こえていますか。

○小林参事官 大丈夫です。

○矢島参考人 それでは、昨年度、令和元年度の北海道地域の事業報告を説明したいと思います。スライドは4枚、順を追って説明したいと思います。

北海道の検討は、昨年度と一昨年度の平成30年度の事業の結果を踏まえまして、令和元年度はさらに深掘りした検討を進めた結果になります。表紙になりますけれども、令和元年度の活動の全体を整理してあります。北海道は3年目、コンソーシアムは9名で構成。

地域コンソーシアム会議が2回、教育プログラムは1件です。

地域コンソーシアムの会議では、1～3のような項目について検討しております。ここに書いてありませんけれども、「秀でた尖った人材の育成」についても検討しております。このスライドの中には含めておりません。

教育プログラムについては、札幌市立宮の丘中学校で実施しております。

次のページをお願いします。1ページ目になりますけれども、教員が知財教育に取り組むための環境整備ですが、現状認識としては、知財創造教育普及の足がかりとなりそうな場とか集まりとか普及し得る人、コーディネーターできそうな人というのは挙げられますけれども、あるにはあるのですが、この現状の環境にありますように、教育委員会から具体的な指示があるわけではありませんし、現場からすると、なかなか知財創造教育の全体像が見えていないという意見があります。そのため、現場の教員にとっては主体的に進めるきっかけがない、原動力がない状態であるかなど。まとめ的にお話ししますと、進める足がかりとなりそうなものはあるけれども、今は進めるエンジンがない状態と言えるのではないかという認識です。

このため、このまま放っておいても何も変わらないということになりますので、学校とか教員が知財創造教育を進められるような環境づくりを支援するとか後押しをしていくような、そういう機関の設置が必要ではないかというのが結論に至っております。

これは広大な北海道ならではの感覚かもしれませんが、短期間というか、ある一定期間にこういうことを広い北海道に浸透させるとなると、それを進める仕組みが必要ではないかということです。北海道の各地域に知らしめて流れというか、うねりというか、そういうものをつくる推進機関を設けたほうがいいのではないかという結論になっております。

次のページをお願いします。2-①ページ、地域主体の新地域コンソーシアムの構築ですが、平成30年度の検討結果を踏まえまして、前のページでお話ししました推進となる機関をここでは新地域コンソーシアムというように呼んでおります。これを構築することがメインテーマになっています。

新地域コンソーシアムの構築の目的というのは、左上にありますように知財創造教育の実施、創造教育ができる教員の育成、普及に向けた環境整備等にあるのはもちろんですが、新地域コンソーシアム構築運営には地域の支援が欠かせない。特に地域からの事業に必要な資金的な支援が欠かせないと考えています。つまり、地域とか企業から人的、資金的な支援を得て運営していこうという考え方です。もちろん、未来永劫、資金支援を得るという考えではありませんので、一定段階、普及した段階では事業は縮小していく。教育現場で知財創造教育が普通に行われるようになった段階では事業を縮小するという方向で、これを目標的ではありますが5年間程度というように考えています。

このページの左下にある図のとおり、新地域コンソーシアムには意思決定機関である評議会と、事業を行って、また、事務局にもなりますけれども、事業推進部で構成して、内

部に地域や企業から運営資金を募る北海道「子供達の創造力と工夫する力を育てる会」、これは仮の名前ですけれども、こういうものを設ける考えでいます。

この新地域コンソーシアムを立ち上げるため、立ち上げる前段として初年度と言ってもいいのですけれども、地域や経済界、教育界からの理解、賛同を得る活動が必要になります。これに右側の中ほどにありますけれども、490万、500万弱程度の資金が必要になるなというように考えています。この資金を最初に確保することが入り口段階の大きな課題になっていますが、北海道では虫のいい考えかもしれませんけれども、でき得れば内閣府の事業でこれをやりたいなというように考えていた、描いていましたが、なかなかそういう状況でもないということでもありますので、立ち上げ段階から経済界あるいは企業、そういうスポンサー探しが必要になるのではないかなというようには考えております。

右下になりますけれども、2年目以降、新地域コンソーシアムを立ち上げた後は、この知財創造教育を普及させるための大きく5つに分けていますけれども、地域理解だとか教育、研修だとか発明工夫だとか、こういう事業を進めていく上で年間約200万円程度の運営資金が必要になるなど。これは非常に大ざっぱに考えていますけれども、このぐらいが必要になるかなということ考えています。

この事業資金を使うのは、もちろん知財創造教育を実際行うのもありますし、先生方に指導する、意識向上を図るといようなこともあります。先ほどの説明でありました第2回ワーキングで述べたいろいろな戦略がありますけれども、こういうことをローカルに展開していく旗振りをやっていく機関というように考えています。

今後ですけれども、このスライドにありませんけれども、このように北海道プランというのは新地域コンソーシアムを立ち上げて知財創造教育を推進していくということを中心に据えていまして、当初は内閣府から事業を受託する形で立ち上げられないかなという結論ではあったのですが、なかなか難しいということが分かってきましたので、今後は経済界あるいは企業等の賛同者を増やして支援を得るための活動を進めていこうかなというように考えていますが、先ほどからありますようにコロナの問題もありますし、特にコロナの影響もあると思うのですけれども、北海道の経済界というのは冷え切っておりますのでなかなか難しいなど、タイミングが非常に悪いなというように考えております。

そんなことで、企業にアプローチするのも知財創造教育と言ってしまうと、特に学校教育を企業とかそういうところをお願いするというのはなかなか経営者の方の理解を得づらい面もありますので、学校外の教育も含めて、特にどこの地域でもやられていると思えますけれども、発明工夫展だとか発明工夫教室とか、そういうことも含めた支援をすることで企業、地域の賛同を得るような活動を進めていきたいなというように考えています。

次のページをお願いします。こうして立ち上げた新地域コンソーシアムの活動の展開ですが、このコンソーシアムは地域、企業、教育界の連携役として知財創造教育を進めることが最大のミッションと考えています。もし、この形態が実現するとすれば、新地域コン

ソーシウムは図のように地域、企業、教育界、学校とを結びつける言わば架け橋の機能を持つことになるなというように思っています。

この形態は知財創造教育だけにとどまらない。例えば先ほど来も話に出ていましたキャリア教育とか、まだ我々が気付いていない教育界と地域社会、企業を連携して子供たちを育てる様々な活動に取り組める可能性を持つのではないかな。今の世の中にはない事業モデルとして発展性を持つのではないかなという多少期待感を持って考えています。今は少なくともこういう役割を持つ組織、機関というのは世の中にはないだろうというように考えています。

これは格好つけまして、その下になりますけれども、「次世代を担う子供達を育成する未来への投資 北海道コンセプト」と勝手に名づけたのですが、こういう社会的な役割を持って未来を感じる新地域コンソーシアムを実現していきたいなと考えたものです。もちろん、簡単なことではありません。課題はいっぱいあります。地域、企業から支援を得るという課題、それから、地域コンソーシアムを立ち上げなければならないという課題がありますけれども、一番の大きな課題というのは、この新地域コンソーシアムの活動とか意義とか役割が地域社会に浸透し、認められるかどうかということが一番の課題になると思っています。

そのため、例えばですけれども、国の指定あるいは認定あるいは推奨機関として機能して動くことができれば比較的地域にも受け入れられやすいのではないかなと北海道の検討では結論づけています。

それから、次になります。最後のページになります。昨年度の事業では教育プログラムを1件だけ実証しております。札幌市立宮の丘中学校2年生32名を対象に「身の回りの品に付けるオリジナル模様をデザインする」で実施しております。講師は同校の教諭で、授業の内容は当協会と調整の上、同教諭が作成したものです。

授業内容は美術のテーマ、模様の製作で、身近なものの形をスケッチして、そこからオリジナルの模様をつくり上げる工程でつくった作品に名前をつけ、特定の物に貼り付けることを想定し、授業の中では知財の要素を織り込んで意識させる形で進められております。

デザインの世界ではごく当たり前の話なのかもしれませんが、ふだん、創造性ということ意識しない中学生あるいは自分は創造力に乏しいのだというように思い込んでいる子供たちにとっては、このようにやれば、アプローチすれば自分でも創造できるということを学べたのではないかなというように思っております。

説明会と意見交換会も実施しております。意見交換会では、教育プログラムの授業について見学された皆さんからは高い評価がありました。その一方で、授業の内容と学習指導要領での知財創造教育の位置づけが論議にもなっています。話は決してネガティブな論議ではありませんので御安心いただければなと思うのですけれども、学校教育での知財創造教育の必要性についての共通認識はあるのですが、知財創造教育推進が学習指導要領に位置づけられたとすることへの思い、受け止め方と言ってもいいのでしょうか。これに若干

ずれとはいきませんが、距離感があるのではないかなという感じがいたしました。

よく管理する側と実施する側でありがちなことなのですけれども、今後もこの差、こういうギャップを埋める努力が欠かせないなど、そう感じる有意義な意見交換会であったということを申し添えたいと思います。

長くなりました。北海道からの報告は以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

続きまして、世良清委員から知財創造教育連絡協議会、これは仮称ですけれども、御報告をお願いいたします。

○世良委員 世良でございます。よろしくをお願いいたします。

あまり見栄えのいいプレゼンではないので申し訳ないのですが、中身で頑張りたいと思います。中部コンソの3年間の経過を踏まえてということで、それを若干振り返った上でいろいろと、御提案申し上げたいと思います。

次のページをお願いします。ちょっと見にくくて、また後ほどもう一度見ていただきますけれども、これまでの3年間の中部コンソに御参加いただいた方の名簿です。上、黄色いところが私も含めて中学校、高等学校あるいは高専の教員です。その下のピンクが大学での先生のリストです。その下、緑色の部分が民間団体としましたけれども、株式会社さんもあれば経済同友会さんのような形もあれば、いずれにしても民間団体。その下、公的団体。弁理士会さんを中心に、立場的に弁理士御自身で御参加いただいた場合か、弁理士会さんから御参加いただいた場合かが分かりにくいところもありますが、いずれにしても弁理士会様あるいは日本政策金融公庫さん。その下が地方公共団体ということで、都道府県、市町村。町村はありませんでしたけれども、都道府県、市。その下が中部経産局の知財室。お二人、名前が挙がっていますのは途中交代されたので、同じ職名でお二人です。同様に事業主体の内閣府も現在の守さんの前の西川さんからお世話になっています。一番下が事業事務局ということで三菱UFJリサーチの3名の方です。

次のページをお願いします。本日の報告内容ですが、早口ですみません。先ほどもしましたように3年間の経過をさらさらと見まして、今、既に名簿を見ていただいたのですけれども、出席者の所属ですとか地域分布について考えたいと思います。その後、直近の成果、今後の方向性、そして、話の結論ですけれども、知財創造教育連絡協議会の計画案というようにお話を申し上げたいと思います。

次のページをお願いします。これが初年度、1年目の平成29年12月に行われました議事次第です。

御覧いただいたとおりですので、次、お願いします。これが2年目の第1回です。全体議論で知財創造教育の捉え方ですとかございますし、その中身について踏み込みたいところもありますが、今日、限られた10分ということですので、また詳しいことはお問合せが必要であれば応じたいと思いますが、取りあえずこんなことをしたということをお覧いただければと思います。

次のページをお願いします。この続きなのですが、このときはもう一つユニークなことは、閉会した後、有志で懇親会をしましょうということで、ざっくばらんに公式な立場だけではなくて本音で語り合おうというようなことも実施したというのもございます。すみません、チャイムが鳴っています。

次、お願いします。これが3年目の1回目です。実証授業を各学校で行ってきました。全体の状況報告でありますとか今後の定着についての議論がなされました。

次のページをお願いします。同期がずれているのかもしれませんが。もう一つ前へお願いします。資料が少し重いのですかね。これです。

令和元年の12月には「地域主体のコンソーシアム構築に向けた検討」ということで、赤字で書かせていただいたのは、今、北海道の御報告があったように、どのように今後続けていくか、資金についてどうしようという議論をしました。とりわけ私から提案したのは、資金を実質的に集める団体をつくろうというようなことをこの場で提案をしております。しかしながら、非常に難しいことも分かかってきまして、今日、この後の御提案に続くわけです。

次のページをお願いします。次をお願いいたします。平成2年3月、これが最終年度の最後の取りまとめです。具体的に今後、どういように進めていくかというロードマップというのを検討しました。

次のページをお願いします。直近の成果と今後の方向性ということで、まずは先ほど申しましたように地域が各エリアに分かれています。そして、属性も分かれています。前後しましたが、様々な立場でネットワークが進んだということが言えます。私、言葉が混ざっているのですが、中部地域と東海地区という言い方をしたほうがいいのかもかもしれません。愛知、岐阜、三重、静岡を東海地区とよく言うのですが、中部地域ということですので新潟、長野の御参加もいただいておりますし、滋賀県は中部の隣接地域というのでしょうか、今日も御参加いただいている糸乗先生にも御参加いただいたということです。

次のページをお願いします。すみません、データが重いのかもかもしれません。先ほども見ただけでしたが、黄色いところが私も含めて学校教員で、中学校、商業高校、教育大学附属の普通高校、工業高校、私立の高等学校、小学校、高専ということで、幼稚園を除くあらゆる学校教育機関が入っております。下のピンクのところもこのエリアの様々な大学の先生に御参加いただきました。

次、お願いします。色が鮮やかですすみません。上半分が先ほども申しましたように各種民間と言えらると思うのですが、団体の皆様。下が弁理士会さんを中心に政策金融公庫、ビジネスプランコンテストとかやっているの、こういった方に御参加いただきました。

次のページをお願いします。上4方が地方公共団体ということで、残念ながら欠席ではあったのですが、内容につきましては御理解いただいた上で岐阜県教育委員会の課長様、愛知県の首長部局様、それから、知財教育がかなり進んでいます静岡県富士宮の関係の方、お二人。それから、経産局、推進事務局、事業事務局で三菱UFJの3人の方に御参加い

いただきました。

次、お願いいたします。直近の成果としては、むしろ3年終わって今が勝負どきです。具体的な事例ですが、中部経産局の知財室からWIPOの日本事務所の澤井所長の講演をしたいのだということがありまして調整をしました。

次のページをお願いします。これが7月の末に御依頼いただいて実質1か月かかったのですけれども、11月12日にWIPOの日本事務所長様が愛知県の普通高校で知財授業をしたいというお問合せを知財教育研究財団を通して私のほうにいただきまして、私のほうからまた中部のコンソの事務局をした三菱UFJのほうにお願いしまして、上野さん、平川さんがまた調整していただいたという形で、まだこれはこれからです。再来月になります。11月12日に実施する運びになりました。普通高校で知財教育ができるということはとても素晴らしいことだと思います。

ちなみに、もう日にち指定でしたし、正直なところ、どの学校もこのコロナで4月、5月あたりが休校していた関係で非常に厳しいという中でよく引き受けていただいたなと思いますが、愛知教育大学附属高校で行うことになりました。

次のページをお願いします。直近の話題としましては、ネットワークをどうつくるかということで、今後の組織としてのネットワークをどうつくるか。先ほどこれまでのネットワークは進んだという話ですけれども、今後、知財創造教育あるいは知財教育学というイメージをこれからつくっていく、より定着していく必要があると思うのですが、内閣府のコンソーシアムをベースに日本知財学会の知財教育分科会、日本教育学会、知財創造教育連絡協議会、この3つが役割分担をしていくとよいのかなというように考えています。そのイメージを次の図に挙げました。

次のページをお願いします。今、言いましたように、知財創造教育連絡協議会、これは実は中部地区のコンソーシアムとはまた少し趣が違ってきます。日本知財学会あるいは日本教育学会が知財学あるいは教育学の学術研究をする、知財教育学を扱うのに対して、知財創造教育連絡協議会、仮とあえて名前をつけてしておりますが、教員のネットワークを主軸にしたいというように考えております。それをコンソーシアムで今後支えていただくというような形になると思います。

次のページをお願いします。これは御了解をいただいたかというように思いますので挙げさせていただきましたが、この夏、日本教育学会で「『知的財産教育学』を構想する」ということで、残念なことに現地開催が中止となりましてオンラインといたしますかウェブ上で開催するという事になったのですが、逆に皆さんに原稿を頂きまして、小林参事官をはじめ中部を担当していただいた三菱UFJの上野さん。

次のページをお願いします。それから、名古屋大学の香坂先生、奈良のたんぼぼの家の後安さん、中部、近畿を中心に、しかし、全国区でこのような教育を教育学から語る。知財教育を教育学から語るというイベントを実施しました。

次のページをお願いします。同様に日本知財学会、これは先ほどの後安さんが既にもう、

ちょうどコロナ禍に入る前に秋葉原で1回開催されたのですが、なかなかまだまだ知られていないということで「知的財産権学習カードゲーム『知財でポン!』』」というのを11月7日に行います。これは残念ながら知財学会の会員に限るということです。

次のページをお願いします。先ほども言いましたように11月7日の午後、オンラインで行いますので、ぜひ御参加いただければと思います。会員になっていただく必要はございません。

次のページをお願いします。同様に日本知財学会、上の水色の部分は既に。すみません、またチャームがなりました。上の部分は公開されて11月28日、29日と、これもまたオンラインで日本知財学会の年次大会を行うのですが、その中で知財教育分科会セッションということで、今、まだこれは案ということで正式確定、最終確定はしていないところもあります。今度は知財教育学を組織のネットワークとしてどうやって支えていただくかということで、一番下に話題提供者で4団体というように書きましたけれども、御了解いただいたものとして御紹介しますと、工業所有権情報・研修館様、日本弁理士会様、発明推進協会様、知的財産教育研究財団、いわゆる知財教育協会、知的財産教育協会様、4団体にそれぞれどのような知財教育に関する、まさしく資源があるか。こうやって、今日この場で議論をしてもなかなか知らなかったとかいろいろありますので、それをお互いに知る、情報交換する、それを一般公開するという場を11月29日に行いたいというように思っています。

次の紙をお願いします。という前提で、長々と前置きが長くなったのですが、読みにくいかもしれません。先生のネットワークをまずつくるのが大事だと思います。そこで、中部、関西、近畿は四天王寺学園の吉田先生に御協力をいただきまして、ネットワークをつくるための名簿を整備するというを行います。

実は先ほども予算をどう獲得するかということで気になったのですが、真逆の発想をしました。お金を集めずにしよう。すなわち、学校教育の現場にいる教員は予算を一円も持っていません。旅費もなければ会費を払う会費もありません。まして、場合によっては時間もないかもしれません。よくよく考えると、このコロナ禍は、当然このコロナは早く収まってほしいとは思いますが、何をもたらしたかということ、オンラインでこうやって会議ができる体制が増えてきたことです。

したがって、まずはネットワークの会議をオンラインで行いたいと思っています。当初は8月、夏休みを考えていました。ただ、8月は先ほど言いましたように5月、6月ぐらいまで休校していた関係で夏休みが短くなったりして、それどころではないのです。ですので、あえて地域コンソーシアムのいわゆる後発地域と言っていいのでしょうか、東北とか中国、四国とかといったものが間もなく動くというように聞いておりますので、それにタイミングを合わせてキックオフミーティングを行う予定であります。

次の紙をお願いします。今後の計画ですが、今、申し上げましたようにキックオフミーティングを地域コンソの第2期の地域グループと同期、タイミングを合わせて行いたい。

なるべく多く集まっていただいて、必ずしも中部、近畿にこだわらず、もうどんどん参加していただいてもいいかなと思っているのですが、オンラインで開催します。ただ、集まるだけでは面白くないのですが、日本弁理士会さん、今回、中部をベースに行いますので、東海会さんが「知財劇」ということで面白い教材があります。今までは全て実演で行っていたのですが、これをデジタル化していただくという話を今、進めておりますので、これも視聴できるようにということを考えています。

主な対象地域は、今、何度も申しましたが、中部地域、近畿地域、その他の地域の方でも来る者拒まずという方向で考えています。

主な活動は書いたとおりです。

今後、今日の議論も含めまして知財創造教育をやはり調整する組織といますか、人が大事だと思います。属人的でいいのかどうかは分かりませんが、ある程度いろいろなことが分かっている人を各地域に配置をする。将来的には、できるならば各都道府県に1名といった形で知財創造教育コーディネーターが置かれるといいと思いますし、このオンラインの世界になってから、例えば健康教育のコーディネーターとか何とか教育のコーディネーターというのが文科省から県教委を通してたくさん来ます。そういう波といますか方法に乗っかれば、これも実現できるだろうなと思っています。

また、私自身が以前から提案しています知財教育指導者の資質を向上させるための認定制度もあろうかと思っています。木村先生からお話しいただいた表彰制度については、私はあまり考えてはいなかったのですが、それも一つの今後の計画に入ってくるのかもしれない。

長々となりましたけれども、取りあえず以上、御提案させていただきます。どうぞ御忌憚のない御意見、御批判をいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、福岡県発明協会の石橋一郎様より御報告をお願いします。

○石橋参考人 福岡県発明協会の石橋です。

次のページをお願いします。ここは委員名簿ということで、いろいろな業界の方から参加いただきました。安川電機からは熊谷さんも参加していただきました。今、常務執行役員です。そういういろいろなメンバーと集まって進めました。第1回会合、第2回。第2回会合は先ほど愛媛大学の内藤先生、マイクの調子が悪くてつながりませんでしたけれども、内藤先生に実践の授業をやっていただきました。ここに書いてある以外でもコアメンバーによる非公式の会議なんかも重ねて進めてまいりました。

次のページをお願いします。これは全体イメージでして、要は知財創造教育といますと、もう一把一からげで議論されているので、いや、そうではなかろうと。小学校、中学校、高校というようにちゃんと分けて考えるべきではないかというような議論がありまして、それぞれどうやるべきかというような議論を進めました。そして、要は地域コンソー

シムムとしては、そういった各学校への知財の講師をできる人のつなぎ役、そういうところがメインになるのではないかというような議論になりました。

次のページをお願いします。これは年度計画なのですけれども、実は学習指導要領が小学校、中学校、高校とありまして、このメインが実は高等学校ではないかという議論になりました。実は後でデータを出しますけれども、皆さん方、今までの議論を聞いていますと、学習指導要領といきなり現場のテキストという話になる。そうではなくて、文科省さんが学習指導要領の解説本というのを出しているのです。その解説をじっくり読み込む必要があるということで、次のページをお願いします。

どう書いているかという、若干説明しますけれども、例えば左の上、これは普通科高校の公民です。公民にでも知財制度の在り方を議論するという事は書いています。社会変化に対応した適切なルールや知的財産制度の在り方について自分の考えを説明、論述できるようにする。ここまで書かれているのです。ここまでやろうとしたら相当知財を教えなければいけないという話になります。

また、飛んで一番下の商業編を見ます。商業編で商品開発と流通というのがあります。ここでは、一番最後にあるのですけれども、商標などを登録する出願手続の概要について扱う。商標出願の概要を扱うと明記されたのはこれが最初です。

そのほか、左のビジネス法規とありますが、ビジネス法規では何と、また、知的財産権が侵害されたときの対抗手段について扱い、具体的な事例を用いて法規と関連づけて分析する、ここまで書かれたのです。これが本当に現場の先生方にはできるだろうかという不安になりました。

次のページをお願いします。次のページもありますけれども、例えば水産高校もあります。水産の流通とか、そこでも具体的に体験学習と関連づけて知的財産権を理解するとか、その下の工業編です。工業は今度、意匠法も改正がありましたけれども、意匠についても知的財産権に関わる法規などをちゃんと学ぶということを書いています。

右側の農作物のほう、農業高校。作物については商標権の地理的表示とか種苗法とかそういうキーワードも出ております。今日の会議も本来ならば農水省の方も参加していただきたかったと思っております。

次のページに行きますと、これは実は全てサーチしました。ビッグデータ解析というか、私がボランティアでやったのですけれども、高校の学習指導要領「解説」、文科省が出してホームページでダウンロードできます。そこに出てくるキーワードの出現している件数です。見てもらうと分かるように、商業科とか非常に多く出ております。

次のページをお願いします。次のページは保健とかは一個も出てこないのです。実は先週末、菅総理大臣が国連で演説したときにパテントプールの話までされましたね。コロナ治療薬、特許権プールも考えて日本は提案していると言いましたけれども、そういうのを質問されて高校の先生方、ちゃんと答え切れる人がいらっしゃるだろうかという不安にもなりました。

次、お願いします。実はびっくりしたのは、中学校、小学校でほとんどキーワードは出てこないのです。もちろん、総則の中の付録にちょこっと出てくるのですが、ほとんど出てきません。例えば中学校の場合、注1で書いていますけれども、社会で出てくるのは発明という言葉が1か所出てきたのですが、平仮名、仮名文字が発明ということで出てくるだけなのです。著作権は意外と出てきますが、これは先生方への注意で生徒への注意ではないということで、中学校は総則には書かれていますけれども、ほとんどの先生は読み落とすのではないかという気がしました。

次のページをお願いします。これは小学校です。小学校まで来るとほとんど出てこないといえますか、肖像権とか触れるようにするとかという話も出ていますけれども、ここで肖像権を出すのは間違いではないかという気が個人的にはするのですが、こういうぐらいに記述は少ない。つまり、高校がメインなのです。ということで、その高校の授業をサポートできる体制を整えるというのがメインになろうかと思えます。

次のページをお願いします。これは先ほど言いました愛媛大の内藤先生にやっていたときの公開実証授業の報告です。これは福岡教育大学附属の小学校でやったのです。これはこれでいいと思いますけれども、やはりこういうのは一発で終わってしまうといえますか、連続して授業をやっていく話ではなくて1回話をして終わりなのです。これについては先ほど安川電機の熊谷常務も話していたのですが、例えば高専では高専ロボコンがあるのです。高専ロボコンでも日常的にそういう活動をしているのでサポートできるのだけれども、この1回限りであればなかなか難しいなという話もありました。

ということで、やはり中学校、小学校は難しいかなという気がするので、高校にきちっと学習指導要領の解説本で、あそこまで書かれる高校にメインターゲットを絞ってやるかなという気がしております。

次のページをお願いします。次のページが出てきていないですね。これも予算的な話で、実は今年からヒアリングとかアンケートを始めようということを考えてのですが、実はコロナの影響で全然進んでいなくて、1年先にせざるを得ないかなという感じになっているのですが、高校の学習指導要領の全面実施は2022年ですから、ちょうどいいのです。やはり2年先の話をしても誰もついてこないよと。来年から始まるよとなったら尻に火がついてみんな慌て出すよというような話もありましたので、2021年当初から準備を始めて2022年の全面実施に間に合わせる。そのためにやっぴこうということで多少の費用は要るかな、と思えます。

基本的には企業の知財部とか弁理士会とかにお願いすることになると思うのですが、基本的にはボランティア。ボランティア的にやっていく。企業としては社会貢献、地域貢献としてやっていただく。どうしても旅費と日当ぐらいは出さなければいけないとなれば、ある程度企業から寄附金を集めるということで、安川電機は幾らか出しましょうということは常務から確約はいただいております。ということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ります。

意見交換の時間は15分ぐらいをお願いします。どなたかいかがでしょうか。地域コンソーシアムの自立化に向けていろいろな御提案がされたと思います。

松倉委員、お願いします。

○松倉委員 キャリア教育コーディネーターの松倉です。

すみません、まとまっていない話にはなってしまうのですが、私もキャリア教育コーディネーターという仕事で動いていて、キャリア教育コーディネーターの育成とか認定の仕組みづくりというのにも関わってきて運営をしてきているのですが、もう少し緩やかな関わり方、キャリア教育コーディネーターと緩やかに連携していくみたいなのところをもう少し考えられないかなというところは思っていて、全国の幾つかのコンソーシアムのところには多分九州も入っていますし、世良先生の御発表の中でもアスクネットさんが入っていたりとか、中四国も私たちの仕事仲間が入っているというような状態ではあると思うのですが、キャリア教育コーディネーターは扱っている領域、必ずしもキャリア教育だけではなくて、基本は子供たちの学びを豊かにするために学校の先生がこうしたい、こういうのが欲しいというそれぞれの学校の状況に合うリソースを組み合わせ一緒に考えていくというものなので、言ってしまうと何でもありなのです。

知財創造教育もありだし、食育も環境もプログラミングも何でもやはりそこに必要なリソース、組み合わせしていくということなので、組めるところがあるのではないかなと思うのですが、とはいえ、先ほどのウェブサイトの話と一緒になのですが、情報が届いていないとか、知財創造教育が私たちの動いている活動とどうリンクしていくのかということも十分にやはりまだ理解ができていないのではないかなというところがあるので、緩やかな連携をしていく仕組みづくりというの、各地域ごとのコンソーシアムだけではなくて、少し全国的な動きとしても考えられる余地というのはあるのではないかなというように感じました。

あと、そうなってくると予算ですね。人件費とかをどこでどう確保するのかというのがどのコンソーシアムでも課題にはなっていると思うのですが、そういったところも含めて考えながらにはなるかなとは思っているのですが、もう少し緩やかな連携の具体的な施策みたいなのところを考えたいなと感じました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

○内藤委員 では、よろしいでしょうか。

○木村委員長 では、内藤委員、お願いします。

○内藤委員 内閣府のほうから自立化を自走化という言葉で表現してほしいというような

話もあったようですが、自走するためにはガソリンが要ります。やはり何かの支援がないと車は走れないというように感じました。

いろいろな議論がある中でまだ出ていないのは、NPO法人立ち上げという提案です。北海道発明協会様の御発表の中で「子供達の創造力と工夫する力を育てる会」設立という御提案がございました。すばらしい命名だなと思うのですが、この会の組織の位置づけはどのようになるか、聞き逃したところがございますので、もう一度説明していただくとありがたいです。

○矢島参考人 北海道の矢島です。

そこまでまだ具体的に考えていませんので、こういう形だというお話はできませんけれども、北海道発明協会の中に事務局を置いて、新しい地域コンソーシアムの中の一部として活動していこう。それをどういう財団にしていこうかというのはまだ結論づけておりませんので、今、この場では明確には御返答できません。申し訳ありません。

○内藤委員 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

では、先に岸本委員、お願いします。

○岸本委員 岸本です。

私は滋賀県で発明協会の役をさせてもらっているのですがけれども、発明協会ですと夏には子供の工作とか絵画とかそういう作品の宿題ではないですが、そういう提出物があって取り組むのですが、そういうものとかを協会として取り組んでいこうとしてやって、あと工場見学なんかもやっていこうとして、滋賀でも発明協会を中心に動いていこうというのがあるのですが、そのときに学校の先生方との連携というのはなかなかなくて、我々、やっていることが本当に子供たちのためになっているのかなとかとったりするときがあるのです。そういう意味で、例えば発明協会の取組と学校の先生方とを結びつける何かをこれから検討していきたいなとは思ったりしています。

あと発明協会さんは全国にあるのですがけれども、そういう全国の発明協会さんの取組と我々の取組で何か情報交換みたいなものが気楽にできれば、協会を中心に地方の企業さんとの連携と学校の先生方との連携みたいなものがあれば、お金の問題はありますが、少しずつ前に進んでいくのではないかな、進めていきたいなとは思ったりしているのです。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

では、世良委員、お願いします。

○世良委員 すみません。皆さんからいただいたメッセージで揚げ足を取るつもりはまったくないのですが、幾つか思うことがありまして、先ほど石橋様の肖像権と知的財産権が隣同士に並んでいることについて違和感があるとおっしゃったのですが、恐らく知財の目線から見ると関係ないものが何で入ってくるのだということになるろうと思うのですが、学

校現場で見ますとほかにも何とか権というのは実はいっぱいあって、選挙権もあれば、むしろ肖像権は誰だって大事だと思うのです。今、この顔写真だって勝手に写真を撮られたらお互いに誰でも嫌だと思うのと同じように、それと一緒に並べてくれたのだから私はプラスに見ています。むしろ、学校の中で肖像権と同じぐらい知的財産権も大事だよと言ってきているというように捉えたほうが、揚げ足を取るつもりは全くないのですけれども、思いました。

それから、先ほど、これもまた揚げ足を取るような言い方をしてしまうのですが、ガソリンがないと走れないという内藤様の御意見がありました。私が今、提案している知的財産の連絡協議会は自転車なのです。だから、ガソリンがなくても走れるのです。自分の力で走れるのです。後ろにさえ風さえ吹いていけば、追い風さえあれば走りやすいのです。内閣府のいわゆるこのコンソーシアムが追い風だとすれば、私たちは自分で要らないものを取り去って重いものを軽くすれば自転車で走れるのです。重い荷物を持つから車でないといけないからガソリンが要るのです。そうではなくて身軽にすれば自転車で走れるのです。お金がかからないのです。それをやろうとしているのが教員のネットワーク。

今、教材とかの収集とかというのは内閣府さんがやってくれたわけですし、学術研究は学会がやる。そうではなくて先生のネットワーク、名簿が全くまだできていません。北海道にどういう先生がいて、九州にどういう先生がいてというのは消えて現れているかもしれませんが、それぞれの専門があって、技術が専門だったり、商業が専門だったり、音楽が専門だったり、美術が専門だったり、いろいろな方がいます。最近は家庭科とか道徳教育で知財をやろうというのもあります。そういった専門のそれぞれの先生がどこでどういう人がいるという、まず名簿を把握したいと思います。

取りあえず中部、関西から始めますが、来年3月には、それこそ東北も関東も中四国もしないといけないのですね。ですから、お金がないということがテーマであるとしたら、やはり頭の発想を切り替えたほうが個人的にはいいと思っています。かなりけんかを売っているようなことを言いましたけれども、御意見ください。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。4分ぐらいしかないので、まだ御発言されていない方、ぜひお願いします。

では、刈谷の山下委員、お願いします。

○山下委員 刈谷少年少女発明クラブの山下です。

先ほど岸本先生からもありましたけれども、子供たちの創造教育を実践する場として県の下に少年少女発明クラブというのが全国に200以上ある、活動しているということですが、北海道の話にも出てきましたが、そういう既存の組織をもう少し発明協会さんと一緒に活性化して、新しい組織ばかりどんどんつくるのではなくて既存の組織、発明協会の下にそれぞれありますので、そういうところも活性化するようなことも考えていただきたいと思

います。

今年の話ですが、コロナの関係で我々、刈谷の発明クラブも4月、5月と活動を休止していました。それから、夏休みの創意工夫展も自由参加ということでなかなか作品は集まらなかったのですが、その中でもやはりそういう創意工夫に興味を持っている子は、うちのクラブですと約半数ぐらいですが、自主的に作品を提出して作る喜びを感じているという実情もあるものですから、既存のそういう発明組織の活性化というところも発明協会、各地区の発明協会さんでは考慮していただきたいなというように思っております。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

先ほど石橋委員から、特に高等学校学習指導要領の解説部分にかなり説明があるということなのですが、そこに関してもやはり実際に出来上がってきた教科書に記述されていると、その教科書を採択している学校から見ると先生は知財教育を実施しやすいので、教科書に記述されたところを探して、その部分に対応する知財教材を提供することが必要になってくると思います。

あと教科とは少し外れるのですが、例えば高等学校でPBL、課題解決型の学習をやったときに、やはり一般的に知財の処理というのは必要になってきますので、そういう面で、PBLをやったときにどうするかというような視点もあるといいのかもしれないです。こちら辺は土曜日の9月26日のパテントサロンHPの下に著作権とPBLの関係の記事のリンクがありますので、『日刊工業新聞』に私が寄稿した記事ですから見ていただくと分かります。

あとはいかがでしょうか。あと1名、2名ぐらいの時間はあると思います。

では、内藤委員、お願いします。

○内藤委員 失礼します。昨今、教科書がデジタル化に向けて動いております。これから加速していくと思いますが、紙の教科書はなくなってしまうと思います。例えば教科書の中にQRコードがあれば、すぐにその場で動画を見ることができます先生方は大変忙しいので十分な予習ができないこともあります。でも、子供たちに教えながらも一緒に動画を見ることで知的財産について学ぶことができます。例えば、産業革命のところで蒸気機関を教える場合、これは「発明なのです」という説明がなされると、教員も一緒に学ぶことができます。そうすると、すごく敷居が低くなり、日本の教育の世界にあつという間に知財教育の実践が広まると思います。ですから、動画教材やサブ教材を教科書会社と連携をする必要があると思いました。

話は変わりますが、先ほど新型コロナのウィズとアフターの話が出ました。学校の授業や課外活動の中で「フェースシールドを工夫してみよう」とか、「今までにないマスクを発明してみよう」というような教材を子供たちに提供したら、子供たちの発想力を引き出せると思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○木村委員長 ありがとうございました。

申し訳ありません。司会の不手際で時間がなくなってしまったので、貴重な御意見、どうもありがとうございます。

ほぼ予定の時間を終了していますので、この後、田中局長より本日の議論の総括をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中局長 2時間にわたりまして貴重な御意見を多数出していただきまして、ありがとうございました。まさにそれぞれ現場での御努力、お悩みを抱えながら走っていただいている様々なコンソーシアム活動から出てきている貴重な御意見だったと思います。

まず、最初の2つ目の議題で出てきました教材提供のためのウェブページの話でございますが、大変いろいろ厳しい御意見をいただきまして、全く御指摘のとおりだと思って聞いていました。私もうちの事務局の予算の制約で何ができて何ができないのか把握しておりませんのであまりオーバーコミットメントはできませんが、私自身、今、この会議の最中に自分でiPadを操作してやってもディテールコンテンツに届きにくいので、何ができるかは至急考えたいと思いますのと、幾つか御意見いただいたところで、極めて同じ目的意識で教育改革全体としてやっているアジェンダの中で、いろいろ配信されているサイトがあるのだ、そことちゃんとリンクを取ったらどうかというのは私も全くそう思いますので、その辺は、これは別にお金が必要かどうか分からない話なので、そういうことについては指示をしてトライをしてみたいと思います。

それから、最後の議題の関係では、北海道、中部、それから、福岡、九州のそれぞれの取組を聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。非常に熱心にトライをしていただいていることを肌身感じて分かりました。

その中で、矢島さんの御意見を聞いていて非常にコンセプチュアルで、まさにこのまま多角的な関係者に持って回れそうなマテリアルをつくっていただいているなという印象を持ったのですが、最終的には広い意味での経済界にどういうように協力を誰が、どれぐらい連携してお願いしていくかということが結構大事ではないかなという気がいたしましたのと、そのときは経済界にどういう関心を植え付けて彼らに前に踏み込んでいただくかという視点も結構大事なのかな。そういうときには、松倉さんが何度か御発言されましたが、やはり私もキャリア教育との接点、知財教育は全てキャリア教育のためかといえば違うのかもしれませんが、そういうところで少し関心を引き出してやっていくということは結構重要ではないか。

それから、石橋さんの分析で、高校とそれ以外で大分学習指導要領の捉え方も違う。高校を中心に据えていくべきではないか。そのときにやはり高校の場合は小中と違って、これは就業という話が密接不可分に入ってきて、そこは地方経済界も大学だけではなくて高校卒の方をどうやって採っていくか。逆に言うと、その方々に即戦力としてどれぐらい高い方に入ってもらいたいということで非常に関心が高いはずなので、もしそういうことが

基本的な捉え方だとすれば、まさに就業という活動の中のコンテキストの中で経済界とどういう話をしていくか。それでいかに知財創造教育の現場の活動がそれに資するものになっているかということアピールしていただきながら、それを引き出す。

最終的には教育委員会に本気になっていろいろなところに指導、号令をかけていくというのが大事だとした場合に、まさに発明協会と経済界が一緒になっていただいて、そして、今、一生懸命やっただいていただいている教員の先生も一緒になって教育委員会にこの話を伝えていただく。そういう形で相互にコミュニケーションをなされて高まっていくというになれば、かなり自立的に動いていく社会ができていくのではないかなという気がいたしました。

そのときに、矢島さんのお言葉にもありましたが、知財創造教育という言葉だけで語っていくのが関係者をつりやすいかどうか。これはもうここまでこのプロジェクトを進展させていただいたわけでありまして、私どもとしてこれを知財政策として掲げた以上は、知財創造教育というブランドはきちっと確立をしたいという思いは一緒でございます。ではありますが、これを学校現場や経済界に浸透させるという意味では、物すごくいろいろなターミノロジーがいろいろな政策の中で流れていく中で、一番メインストリームのアジェンダと軌を一にするものなのですよということを説いていくことが非常に大事ではないかという気もいたします。まさにキャリア教育であるとか、あるいは私、ライフプランニング教育を高校の指導要領改訂に合わせて入れていくような運動を一億総活躍のプロジェクトで関わったことをやっていたので、多少ここら辺について感じたことはあるのですが、教育指導要領の実行段階におけるメインターミノロジーと重ね合わせてやっていくということが非常に大事ではないかなということを強く感じました。

そういう意味では、今後、この問題については文科省さんともよく御相談をしながら、どういうコンテキストに載せるか、あるいはそのコンテキストを浸透させる上での教育行政の現場の活動に載せていくのが一番浸透しやすいのかということについても改めてさせていただきたいと思ったというのが今日、御意見をいただいて得た感想でございます。そんなことでやっていきたいと思えます。

本日はどうも大変いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。

○木村委員長 それでは、最後に、次回の会合について、事務局からお願いします。

○小林参事官 次回の会合につきましては、今年度は年明けの3月頃の開催を予定しております。また、少し先になりますので、時期が近づいてまいりましたら委員の皆様と調整させていただき予定となっております。どうぞよろしく願いいたします。

予定については以上です。

○木村委員長 それでは、本日の会合をここで閉会いたします。

本日は、御多忙のところ、ありがとうございました。